

福岡県公報

令和5年12月15日
第 456 号

目次

告 示 (第770号 - 第779号)

○土砂災害警戒区域の指定の解除	(砂 防 課) ……………	1
○土砂災害特別警戒区域の指定の解除	(砂 防 課) ……………	1
○土砂災害警戒区域の指定の解除	(砂 防 課) ……………	2
○土砂災害特別警戒区域の指定の解除	(砂 防 課) ……………	2
○土砂災害警戒区域の指定	(砂 防 課) ……………	2
○救急病院の認定	(医療指導課) ……………	2
○福岡県都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例に基づく 区域指定について	(都市計画課) ……………	3
○廃川敷地等の発生	(河川管理課) ……………	3
○道路の区域の変更	(道路維持課) ……………	3
○道路の供用の開始	(道路維持課) ……………	3
公 告		
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) ……………	4
○廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく行政処分に係る公表	(監視指導課) ……………	4
○福岡県営住宅の駐車場の利用料金等の承認	(県営住宅課) ……………	4
○県営土地改良事業の換地計画	(農村森林整備課) ……………	5
○土地改良区の定款の変更の認可	(農村森林整備課) ……………	5
○土地改良区の定款の変更の認可	(農村森林整備課) ……………	5
○土地改良区の解散の認可	(農村森林整備課) ……………	5
○土地改良区の解散の認可	(農村森林整備課) ……………	5

○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) ……………	5
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) ……………	6
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) ……………	6
○福岡県行政手続条例に基づく意見募集	(監視指導課) ……………	6
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) ……………	6
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) ……………	7
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) ……………	7
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) ……………	7
○土地改良区の役員の就任	(農村森林整備課) ……………	7

選挙管理委員会

○令和4年7月10日執行の参議院福岡県選出議員選挙における公職の 候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨の一部改正	(行財政支援課) ……………	8
---	----------------	---

告 示

福岡県告示第770号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき指定した土砂災害警戒区域（平成22年10月福岡県告示第1706号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和5年12月15日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる 自然現象の種類
東干田(e)	糟屋郡須恵町大字上須恵（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面1は省略し、その図面を須恵町役場に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第771号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき指定した土砂災害特別警戒区域（平成22年10月福岡県告示第1707号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和5年12月15日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
東干田(e)	糟屋郡須恵町大字上須恵（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面1に記載する表のとおり

備考 別紙図面1は省略し、その図面を須恵町役場に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第772号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき指定した土砂災害警戒区域（平成23年3月福岡県告示第481号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和5年12月15日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
京野	宮若市長井鶴（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面1は省略し、その図面を宮若市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第773号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき指定した土砂災害特別警戒区域（平成23年3月福岡

県告示第482号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和5年12月15日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
京野	宮若市長井鶴（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面1に記載する表のとおり

備考 別紙図面1は省略し、その図面を宮若市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第774号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

令和5年12月15日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
京野	宮若市長井鶴（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面1は省略し、その図面を宮若市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第775号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院を次のように認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

令和5年12月15日

福岡県知事 服部 誠太郎

病院の名称	所在地	有効期間
社会医療法人弘恵会ヨコクラ病院	みやま市高田町濃施480番地 2	令和 5 年 10 月 13 日から 令和 8 年 10 月 12 日まで
独立行政法人国立病院機構小倉医療センター	北九州市小倉南区春ヶ丘10番 1 号	令和 5 年 11 月 1 日から 令和 8 年 10 月 30 日まで
社会医療法人共愛会戸畑共立病院	北九州市戸畑区沢見二丁目 5 番 1 号	
医療法人弥生会弥永協立病院	久留米市六ツ門12番地12	令和 6 年 1 月 1 日から 令和 8 年 12 月 31 日まで

福岡県告示第776号

福岡県都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例（平成16年福岡県条例第21号）第6条第1項第1号の規定により、同号の表イの項に掲げる基準の全てを満たす土地の区域を指定したので、同条第4項において準用する第4条第4項の規定により次のとおり告示する。

なお、指定した区域の位置及び範囲を示す図面は、福岡県建築都市部都市計画課及び小郡市都市建設部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和 5 年 12 月 15 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 指定した土地の区域の名称
小郡市稲吉地区
- 2 指定した土地の区域
小郡市稲吉及び下岩田の各一部

福岡県告示第777号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり公示する。

その関係図書は、福岡県県土整備部河川管理課及び福岡県久留米県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和 5 年 12 月 15 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 河川の名称
筑後川水系法司川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日
令和 5 年 12 月 15 日
- 3 廃川敷地等の位置
小郡市福童字整理田1632番 2 地先から
小郡市福童字整理田1695番 3 まで
- 4 廃川敷地等の種類及び数量
土地
2697.52㎡

福岡県告示第778号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から 2 週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和 5 年 12 月 15 日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
八 女	県 道	北矢部 冬野 黒木	前	八女市矢部村矢部2145番 3 先から 八女市矢部村矢部2151番 1 先まで	4.8 ～ 9.1	84.6
			後	八女市矢部村矢部2145番 3 先から 八女市矢部村矢部2151番 1 先まで	5.7 ～ 32.2	89.2

福岡県告示第779号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和 5 年 12 月 15 日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年12月15日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
八女	北矢部 冬野線 黒木	八女市矢部村矢部2149番1先から 八女市矢部村矢部2151番1先まで

公 告

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和5年12月15日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 開発区域に含まれる地域の名称
糸島市前原西一丁目623番4、633番1、633番11、633番14、633番19から633番22まで、639番1及び639番2
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
糸島市前原西一丁目1番1号
糸島市長 月形 祐二

公告

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第14条の3の規定に基づき、行政処分を行ったので、福岡県産業廃棄物の不適正処理の防止に関する条例（平成14年福岡県条例第80号）第19条第2項の規定により次のとおり公表する。

令和5年12月15日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 処分を受けた事業者

- 名称
株式会社タイセイクリーン
- 所在地
大川市大字小保字矩手641番地1
- 代表者
代表取締役 祝 佳

2 行政処分の内容

産業廃棄物処分業の全部停止（停止期間の開始日の前日までに事業場内で保管している産業廃棄物の処分を行う場合を除く。）

3 停止命令の期間

令和5年11月23日から令和5年12月22日まで

4 処分の年月日

令和5年11月22日

5 処分の理由

株式会社タイセイクリーンは、産業廃棄物処分業の許可に付した条件に違反し、処分を受託した産業廃棄物を令和5年9月15日時点で約1,349立方メートル保管した。
このことは、法第14条の3第3号に規定する事業停止命令事由に該当する。

公告

福岡県営住宅条例（平成9年福岡県条例第69号）第64条第2項及び第3項の規定に基づき、福岡県営住宅の駐車料等を承認したので、同条第4項の規定により次のように公示する。

令和5年12月15日

福岡県知事 服部 誠太郎

名称、位置、駐車料等及び承認年月日

名 称	位 置	駐車料等		承認年月日
		利用料金（月額）	保証金	
福岡県営大橋住宅	行橋市	3,000円	9,000円	令和 5 年 10 月 27 日

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定に基づき、県営土地改良事業の施行に係る地域の換地計画を令和5年12月5日付けで定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

令和 5 年 12 月 15 日

福岡県知事 服部 誠太郎

換地計画を定めた地域	縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
辻垣・道場寺・高瀬地区	換地計画書の写し	令和 5 年 12 月 15 日から 令和 6 年 1 月 19 日まで	行橋市役所 農林水産課

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

令和 5 年 12 月 15 日

福岡県知事 服部 誠太郎

土地改良区名	認可年月日
深野土地改良区	令和 5 年 12 月 5 日

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

令和 5 年 12 月 15 日

福岡県知事 服部 誠太郎

土地改良区名	認可年月日
城井郷土地改良区	令和 5 年 12 月 5 日

公告

次の土地改良区が土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第1項第1号に掲げる事由により解散したので、同条第3項の規定により公告する。

令和 5 年 12 月 15 日

福岡県知事 服部 誠太郎

土地改良区名	解散認可年月日
城井郷土地改良区	令和 5 年 12 月 5 日

公告

次の土地改良区が土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第1項第1号に掲げる事由により解散したので、同条第3項の規定により公告する。

令和 5 年 12 月 15 日

福岡県知事 服部 誠太郎

土地改良区名	解散認可年月日
深野土地改良区	令和 5 年 12 月 5 日

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和 5 年 12 月 15 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

糸島市荻浦一丁目98番2の一部、99番2から99番20まで、100番2から100番5まで、105番7、106番1から106番7まで、108番1、108番7から108番16まで、110番1、124番1から124番4まで及び127番1から127番14まで並びにこれらの区域内の水路である市有地の一部

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

広島県広島市安佐北区落合二丁目19番5号

株式会社B I M

代表取締役 藤田 準一郎

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和5年12月15日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

糟屋郡篠栗町中央六丁目4333番1から4333番7まで、4333番10から4333番15まで及び4335番1から4335番6まで並びにこれら区域内の道路である町有地の一部

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

福岡市中央区大手門二丁目1番5号

株式会社福岡トラスト

代表取締役 入江 久子

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和5年12月15日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

（2工区）八女郡広川町大字一條字峠ノ山1361番4、1361番11、1365番2、1365番

3、1365番8及び1365番9

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

八女郡広川町大字一條字峠ノ山1357番地

社会福祉法人 筑陽会

理事長 田島 茂敬

公告

福岡県産業廃棄物処理に係る不利益処分等の基準に関する要綱の一部改正案について、次のとおり意見を募集します。

令和5年12月15日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 意見募集期間

令和5年12月15日から令和6年1月22日まで

2 概要、受付方法等

関連資料については、福岡県ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県環境部監視指導課に備え置きます。

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和5年12月15日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

大野城市大城三丁目185番1及び185番9から185番41まで

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

福岡市博多区古門戸町5番1号

株式会社C & C

代表取締役 行武 忠孝

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和5年12月15日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
宗像市東郷六丁目828番1及び828番3から828番15まで
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
北九州市小倉北区金田一丁目5番2号
株式会社シー・ディー・エフ
代表取締役 古川 昭彦

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和5年12月15日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
遠賀郡遠賀町大字別府28番の一部、32番の一部及び144番の一部並びに字日焼3848番1から3848番38まで、3852番2及び3854番3
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
北九州市小倉北区下到津四丁目9番2号
東宝ホーム株式会社
代表取締役 渡部 通

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和5年12月15日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
福津市宮司浜二丁目2173番4、2173番6から2173番35まで及び2185番29並びにこれらの区域内の道路である市有地の一部
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
北九州市八幡西区幸神四丁目7番6号
辰巳開発株式会社
代表取締役 今村 誠児

公告

三毛門北部土地改良区から役員の就任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により次のように公告する。

令和5年12月15日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 就任理事

氏名	住所
松本 和己	豊前市大字三毛門1432番地1
内丸 幸男	豊前市大字三毛門178番地
田中 利廣	豊前市大字三毛門362番地
田中 修	豊前市大字三毛門398番地4
田中 守	豊前市大字三毛門1458番地
坪根 光一	豊前市大字三毛門854番地1
別府 敏雄	豊前市大字三毛門887番地1

2 就任監事

氏名	住所
尾家 俊之	豊前市大字三毛門346番地

瀬川 保美	豊前市大字三毛門1440番地 4
北崎 一男	豊前市大字三毛門600番地 3

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第95号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第189条第1項の規定による選挙運動に関する収支報告書について、同法第192条第1項の規定に基づき公表した令和4年7月10日執行の参議院福岡県選出議員選挙における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨（令和5年4月福岡県選挙管理委員会告示第44号）の一部を、次のとおり改める。

令和5年12月15日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤 井 克 己

令和4年7月10日執行の参議院福岡県選出議員選挙における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨中、真島加央理の項を次のとおり改める。

No.24

候補者氏名	真島 加央	所属	党派	NHK党	出納責任者氏名	真島 加央
第1回報告分	期間	令和4年5月20日から令和4年7月23日まで	党		報告書受理年月日	令和4年7月25日

収入	支出	出件	費用	553,820円
主たる寄附 (氏名・団体名)	人	屋	費	0円
NHK党	家	(選挙事務所費)	費	0円
真島 和紀	通	(集会会場費)	費	0円
	交	信	費	298,969円
	印	通	費	379,898円
	広	刷	費	30,690円
	文	告	費	0円
	食	具	費	0円
その他の寄附	休	糧	費	494,450円
その他の収入	雑	泊	費	5,550円
今回	今	回	計	1,763,377円
前回	前	回	計	0円
総計	総	計	計	1,763,377円

項目	金額
選挙運動用通常葉書の作成	0円
ビラの作成	0円
ポスターの作成	0円
選挙事務所立札及び看板の類の作成	0円
選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	0円
個人演説会の立札及び看板の類の作成	0円
政見放送のための録画等	2,835,835円
計	2,835,835円

支出のうち公費負担相当額